

愛知工業大学 学友会会則

序文

本会則は全会員出席の場において任命された代表者によって運営される間接民主制、及び執行権、議決権、監査権のそれぞれを有する機関で構成される三権分立の上に成立することを基本理念とし、これを本会において不変の理念として保証する。

第 1 章 総則

第 1 条(名称) 本会は愛知工業大学学友会と称する。

第 2 条(目的) 本会は、学友会の自治、学生生活の充実を図ると共に学園の発展と学生の人格形成に寄与することを目的とする。

第 2 章 会員

第 3 条(資格) 本会会員は愛知工業大学学部生とする。

第 4 条(権利・義務) 本会会員は、次の権利・義務を有する。

- 1) 役員改選選挙の選挙権及び被選挙権
- 2) 各機関内における活動の自由
- 3) 本会における責任ある行動の自由
- 4) 各機関を通じて積極的に協力する義務
- 5) 学友会費納付義務

第 3 章 役員

第 5 条(役員選出) 本会は、役員改選選挙により会長、副会長、書記長、財政長各 1 名を選出する。

第 6 条(役員任命) 本会は、学生総会において役員改選選挙により選出された役員を任命する。

第 7 条(任務) 本会役員は、一致協力して次の任務を行う。

- 1) 会長は本会を代表し、統率する。
- 2) 副会長は、会長及びその他の役員を補佐し、会長が執行不能の場合は、これを代行する。
- 3) 書記長は、本会の一切の記録及び資料を正確に保管し、その他の事務を行い、その責任を負う。
- 4) 財務長は、本会の財政管理を行いその責任を負う。

第 8 条(任期) 役員の任期は 7 月から翌年 6 月までとし、任期終了後も次期役員決定まで権限を有する。

第 9 条(罷免) 役員は、次の場合に罷免される。

- 1) 評議員から不信任案が提出され、評議会において全評議員の 3 分の 2 以上で議決された場合
- 2) 監査委員会から不信任案が提出された場合

第 10 条(欠員) 辞任及び罷免による欠員の場合は速やかに補充する。

第 4 章 財政

第 11 条(財源) 本会の運営費は本会会員の納入する学友会費をもって充てる。

第 12 条(会計年度) 会計年度は役員の任期に準ずる。決算は、会計年度途中においてもこれを行うことができる。

第 5 章 機関

第 13 条(名称) 本会は次の機関を有する。

学生総会、執行委員会、評議会、監査委員会、選挙管理委員会

第 14 条(学生総会) 学生総会は、本会の最高機関である。

第 15 条(執行委員会) 執行委員会は、本会の常設執行機関であり執行権を有する。

第 16 条(評議会) 評議会は、本会の常設議決機関であり議決権を有する。

第 17 条(監査委員会) 監査委員会は、本会の常設監査機関であり監査権を有する。

第 18 条(選挙管理委員会) 選挙管理委員会は、本会の役員改選選挙を行う。

第 19 条(評議員) 評議員は、学生の代表者であり学生総会において任命される。

第 6 章 学生総会

第 20 条(任務) 学生総会は、次の事項を審議及び議決する。

- 1) 役員の任務
- 2) 本会の予算
- 3) 本会の決算
- 4) その他の重要事項

第 21 条(成立) 学生総会は執行委員の要請がありかつ複数の会員の出席もしくは執行委員へ出席を委任する事によって成立する。

第 22 条(運営) 学生総会は執行委員会により運営される。但し、議事運営は本会則第 23 条に従い、議長・副議長は執行委員会が指名し会員の承認を得る。

第 23 条(議事運営) 学生総会の議事運営は議長が行い、副議長がこれを補佐する。

第 24 条(召集) 学生総会は、次の場合において会長により召集される。

- 1) 定例学生総会 原則として年 1 回
- 2) 臨時学生総会
 - イ) 全会員の 4 分の 1 以上署名が会長に提出された場合
 - ロ) 執行委員長の実要求がある場合

第 25 条(評決) 議事は本会会則第 9 章の場合をのぞいて、出席会員の過半数で成立し可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 26 条(告示) 開催の日時、主要議題及び会場は原則として 1 週間以前に告知しなければならない。

第 7 章 選挙

第 27 条(役員改選選挙) 役員改選選挙は、選挙規定に従い公正に行われるものとする。

第 8 章 雑則

第 28 条(選挙規定) 選挙規定は他に定める。

第 29 条(細則) 本会則に関する細則は他に定める。

第 9 章 改正

第 30 条(会則改正) 本会則の改正は評議会において、全評議員の 3 分の 2 以上の賛成で

これを発議し執行委員会が改正案を学生総会に提出し、全会員の過半数の賛成をもって成立する。

第 31 条(細則改正) 本細則の改正は評議会において、全評議員の 3 分の 2 以上の賛成で成立する。

第 32 条(選挙規定改正) 本選挙規定の改正は評議会において、全評議員の 3 分の 2 以上の賛成で成立する。

第 10 章 付則

本会会則は平成 11 年 5 月 15 日に公布され、平成 13 年 7 月 1 日より施行される。

本会会則は令和 3 年 7 月 30 日に改定され、令和 3 年 9 月 1 日より施行される。